

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る注意事項

1. 「特定創業支援等事業により支援を受けたこと」の要件

(1) 所沢商工会議所が実施する『開業ゼミナール』

▶ 8日間コースの場合

出席日数	証明書発行の可否	条件
8日間	○	—
6～7日間	△	所沢商工会議所によるフォローが必要（※2）
5日間以下	×	—

▶ 7日間コースの場合

7日間	○	—
5～6日間	△	所沢商工会議所によるフォローが必要（※2）
4日間以下	×	—

▶ 6日間コースの場合

6日間	○	—
4～5日間	△	所沢商工会議所によるフォローが必要（※2）
3日間以下	×	—

▶ 2日間コースまたは3日間コースの場合

全日程	○	—
上記以外	×	—

※1 原則として出席日数は終日参加することをもってカウント致します。なお、上記に掲げる日数以外の日程で開催された場合には、別途要件を定めます。

※2 「所沢商工会議所によるフォロー」を受けた場合、そのことを証明するために、所沢商工会議所発行の確認書を、証明書交付申請書に添付してください。

(2) 所沢商工会議所が実施する『創業・新事業展開等個別相談会』

年度中1回以上参加することに加え、同一年度中において開業ゼミナールに参加し、上記の表のうち△に該当する出席日数を満たす必要があります。

※創業・新事業展開等個別相談会の参加のみでは、証明書の発行要件を満たすことにはなりません。

(3) 埼玉県産業振興公社が実施する『創業窓口相談』・『創業セミナー』

1か月以上にわたり4回以上の支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野についての知識が身についたと認められることが必要。なお、『創業窓口相談』と『創業セミナー』を組み合わせると発行要件を満たすことも可能です。

(4) 西武信用金庫が実施する『創業セミナー』・『創業相談』

1か月以上にわたり4回以上の支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野についての知識が身についたと認められることが必要。なお、『創業セミナー』・『創業相談』を組み合わせると発行要件を満たすことも可能です。

(5) 多摩信用金庫が実施する『創業相談』・『創業塾』・『創業セミナー・交流会』

1か月以上にわたり4回以上の支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野についての知識が身についたと認められることが必要。なお、『創業相談』・『創業塾』・『創業セミナー・交流会』を組み合わせると発行要件を満たすことも可能です。

2. 「特定創業支援等事業により支援を受けたこと」の証明に伴う優遇措置

① 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

- ① 特定創業支援等事業を受けた方のうち、創業を行おうとする者または創業後 5 年未満の個人が、所沢市内に株式会社・合同会社を設立する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。
※ 株式会社または合同会社は、資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に軽減されます。(株式会社の最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円、合同会社の最低税額 6 万円の場合は 3 万円の軽減)
- ② 特定創業支援等事業により支援を受けた方のうち、創業を行おうとする者または創業後 5 年未満の個人が支援対象となりますので、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の減免を受けることができません(会社設立後 5 年未満であっても対象になりません)。
- ③ 所沢市が交付する証明書をもって他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません(所沢市内に当該会社を設立する必要があります)。

② 創業関連保証の特例について

- ① 特定創業支援等事業を受けた方のうち、事業開始 6 か月前から創業後 5 年未満の個人について、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の 6 か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会及び金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
※ 所沢市が発行する証明書は、本創業関連保証の特例が受けられることを約束するものではありません。
- ② 本特例措置は、他の市区町村で創業する場合であっても、所沢市が交付する証明書をもって活用することができます。

③ 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- ① 特定創業支援等事業を受けた方は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができます(別途審査を受ける必要があります)。
- ② 所沢市が交付する証明書をもって他の市区町村で創業する場合は、利率引き下げの対象外となります。

④ 証明書の申請期限・有効期限等

申請期限・有効期限：令和 9 年(2027 年)3 月 31 日または創業後 5 年を経過しないの日のいずれかのうち、早い日付

発行手数料：無料

※平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した特定創業支援等事業を受けた方が申請できます。

【お問い合わせ】

所沢市 産業経済部 産業振興課
産業支援グループ TEL：04-2998-9157